

## 軟部・皮膚脈管奇形（血管奇形およびリンパ管奇形）診断基準

対象疾患名

軟部・皮膚脈管奇形（血管奇形およびリンパ管奇形）

診断基準

軟部・皮膚の血管あるいはリンパ管の異常な拡張・吻合など、構造の異常から成る病変で、  
理学的所見、画像診断あるいは病理組織にてこれを認める。

（本疾患には静脈奇形、動静脈奇形、リンパ管奇形、毛細血管奇形および混合型脈管奇形  
が含まれるが、難病の対象疾患としては毛細血管奇形単独例を除外する。）

除外事項

- 1．血管あるいはリンパ管を構成する細胞に腫瘍性の増殖がある。
- 2．明らかな後天性病変（静脈瘤、リンパ浮腫、外傷性・医原性動静脈瘻など）

「平成 25 年 12 月の時点で、日本形成外科学会、日本 IVR 学会の承認を得たもの」